

留意事項

- 1 指示数量は、平成 31 年度から平成 35 年度までの各年度において、増殖すべき数量等の最低基準を示すものであり、魚種ごとにこの数量を上回る増殖をしなければなりません。やむを得ない理由により増殖数量、又は方法の変更を行おうとする場合は、事前に内水面漁場管理委員会に報告し指示を受ける必要があります。
- 2 魚種別の指示量の変更を希望する場合は、合計の増殖金額が、増殖目標金額と比較して、概ね 5 万円以内の増減となるよう他の魚種の指示数量を変更してください。
- 3 指示量の最小数量は、原則として放流は 5 kg、産卵床造成は 1 箇所とします。
(増減も 5kg、1 箇所単位とします。)
- 4 コイについては、KHV 病の全国的な発生状況から、当面の間は、種苗放流による増殖は自粛が必要であると予想されるため、指示量は最小数量(5kg)としています。
- 5 ワカサギ卵については、受精卵を想定した指示数量としていますので、発眼卵放流の場合には指示数量の 1 / 2 量として差し支えありません。

※ 各魚種の標準種苗サイズについて

種苗放流に当たっての各魚種の標準サイズは下記のとおりとします。

なお、下表はあくまでも標準的なサイズを示したものであり、種苗サイズを指定したものではなく、種苗放流に当たっては、種苗入手の実情に応じて対応して差し支えありません。
サイズが示されていない魚種については、任意とします。

魚 種	1 尾の重量
あゆ	7 g
こい	5 g
ふな	5 g
うぐい	1 g
かじか	5 g
にじます、やまめ、あまご、いわな、ひめます、木崎ます	3 g